

訪問介護報酬（1回あたり）

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた 基本サービス費

20分未満

165単位

20分以上30分未満

245単位

30分以上1時間未満

388単位

1時間以上

564単位に30分を増すごとに
+80単位

20分以上

45分未満

183単位

45分以上

225単位

身体介護： 排せつ・食事介助、清拭・
入浴、外出介助等

生活援助： 掃除、洗濯
一般的な調理等

通院等乗降介助

97単位

利用者の状態に応じたサービス提供や 事業所の体制に対する加算・減算

身体介護に続き生活援助の提供

(20分以上で67単位、45分以上で134単位、70分以上で201単位)

初回時等のサービス提供責任
者による対応 (200単位/月)

緊急時の対応 ※身体介護のみ
(100単位)

中山間地域等でのサービス提供
(+5%~+15%)

リハビリテーション職との連携
(100単位/月)

特定事業所加算
(+5%~+20%)

- ①介護福祉士等の一定割合以上の配置
- ②重度要介護者等の一定割合以上の利用+研修等の実施

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ：8.6%
- ・加算Ⅱ：4.8%
- ・加算Ⅲ：加算Ⅱ×0.9
- ・加算Ⅳ：加算Ⅱ×0.8

介護職員初任者研修を修了
したサービス提供責任者を配置
(-30%)

同一建物減算
(-10%)

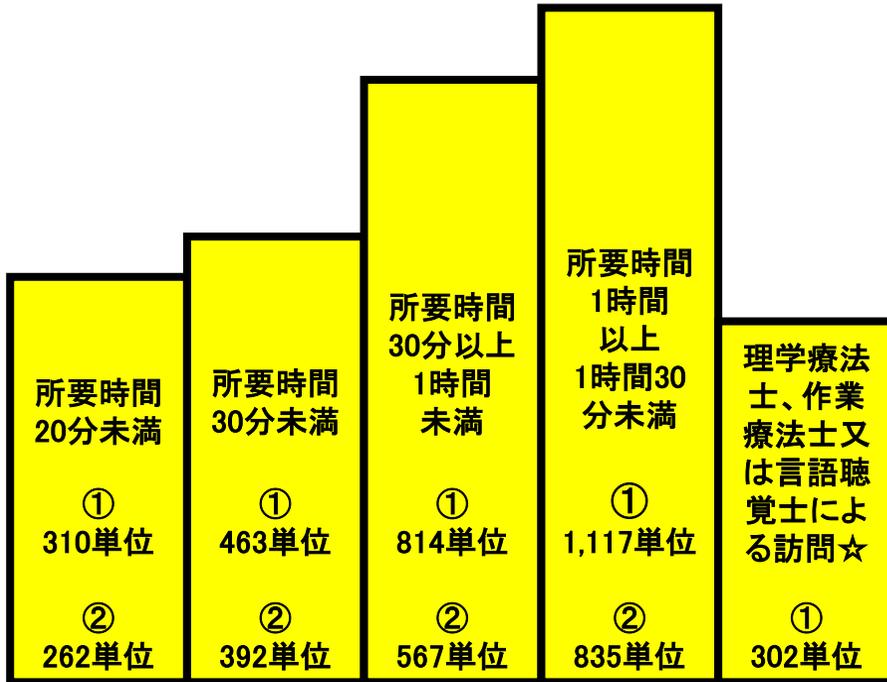
は今回の報酬改定で見直しのある項目

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

訪問看護報酬

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費



指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合
③2,935単位/月

①指定訪問看護ステーションの場合、②病院又は診療所の場合、「共」は①②③に共通の意

☆理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問は1回当たり20分以上、1人の利用者につき週6回を限度

は今回の報酬改定で見直しのある項目

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

看護体制強化加算
(①②とも300単位/月)

夜間・早朝の訪問(①②とも+25%/回)
深夜の訪問(①②とも+50%/回)

通算1時間30分以上の訪問【長時間訪問看護加算】(①②とも300単位/回)

退院時、医師等と共同指導した場合【退院時共同指導加算】(①③600単位/回)

24時間の訪問看護対応体制を評価【緊急時訪問看護加算】
(①540単位/月、②290単位/月)

在宅で死亡した利用者へのターミナルケアを評価【ターミナルケア加算】(※)
(共2,000単位/月)

職員研修等を実施【サービス提供体制強化加算】
(①②6単位/回、③50単位/月)

利用者が事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護・軽費・有料老人ホーム及びサ付きに限る)に居住する場合または利用者が上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する場合(1月あたり20人以上の場合)
(①②-10%)

2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合【複数名加算】(①②とも30分未満254単位/回、30分以上402単位/回)

過去2月間に当該事業所から訪問看護を提供していない場合【初回加算】
(共300単位/月)

訪問介護事業所と連携【看護・介護職員連携強化加算】(※)(共250単位/回)

保健師・看護師・准看護師による要介護5の利用者への訪問(※)(③800単位/月)

特別な管理の評価【特別管理加算】(共250単位/月、500単位/月)

特別地域訪問看護加算
(①②+15%/回、③+15%/月)
中山間地域等の小規模事業所加算
(①②+10%/回、③+10%/月)
中山間地域等居住者へのサービス提供加算
(①②+5%/回、③+5%/月)

准看護師による訪問看護
(①②-10%、③-2%)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問(①1日に2回を超えたら1回につき-10%)

特別指示による訪問看護の実施(※)
(③-97単位を指示日数に乗じる)

(注1)※印の加算については、指定訪問看護にのみ適用
(指定介護予防訪問看護には適用されない)

(注2)点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

訪問リハビリテーション報酬（1回あたり）

※加算・減算は主なものを記載

サービスの提供回数に応じた
基本サービス費

1回（20分以上）：302単位

40分連続してサービスを提供した場合は、
2回として算定可能、1週に6回を限度

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

短期集中リハビリテーション加算

認定日又は退院（退所）日から
・3月以内 200単位

リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ（60単位／月）

リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ（150単位／月）

社会参加支援加算（17単位／日）

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置
（サービス提供体制強化加算）

〔 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること : 6単位 〕

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の
利用者20人以上にサービスを行う場合（-10%）

■ は今回の報酬改定で見直しのある項目

小規模型通所介護基本報酬

(所要時間3時間以上5時間未満)

要介護1	426単位/日
要介護2	488単位/日
要介護3	552単位/日
要介護4	614単位/日
要介護5	678単位/日

(所要時間5時間以上7時間未満)

要介護1	641単位/日
要介護2	757単位/日
要介護3	874単位/日
要介護4	990単位/日
要介護5	1,107単位/日

(所要時間7時間以上9時間未満)

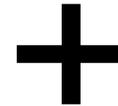
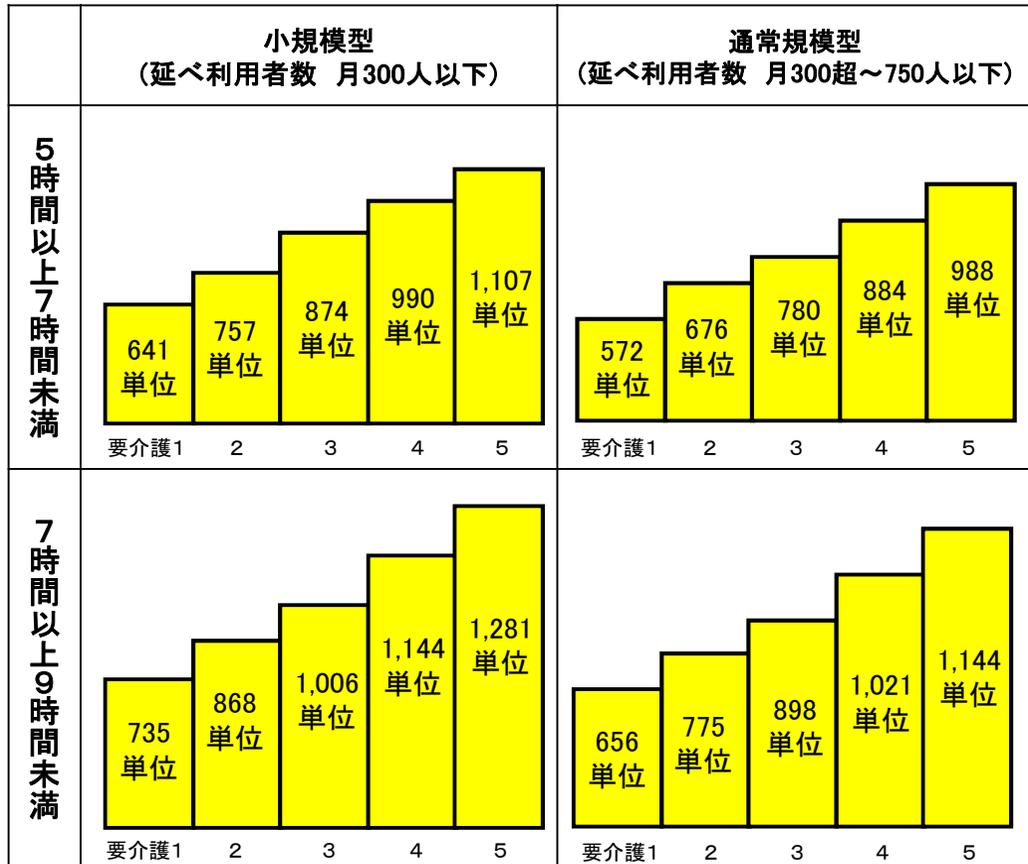
要介護1	735単位/日
要介護2	868単位/日
要介護3	1,006単位/日
要介護4	1,144単位/日
要介護5	1,281単位/日

通所介護報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費(例)

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



入浴介助を行った場合
(50単位)

中重度者の受入体制
(45単位)

個別機能訓練の実施
(46単位、56単位)

認知症高齢者の受入
(60単位)

栄養状態の改善のための計画的な栄養管理
(150単位)

口腔機能向上への計画的な取組
(150単位)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)
(・介護福祉士5割以上:18単位
・介護福祉士4割以上:12単位
・勤続年数3年以上3割以上:6単位)

介護職員処遇改善加算
(・加算Ⅰ:4.0%
・加算Ⅱ:2.2%
・加算Ⅲ:加算Ⅱ×0.9
・加算Ⅳ:加算Ⅱ×0.8)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(-30%)

事情により、2～3時間の利用の場合
(3～5時間の単位から -30%)

同一建物減算
(-94単位)

送迎を行わない場合
(-47単位)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

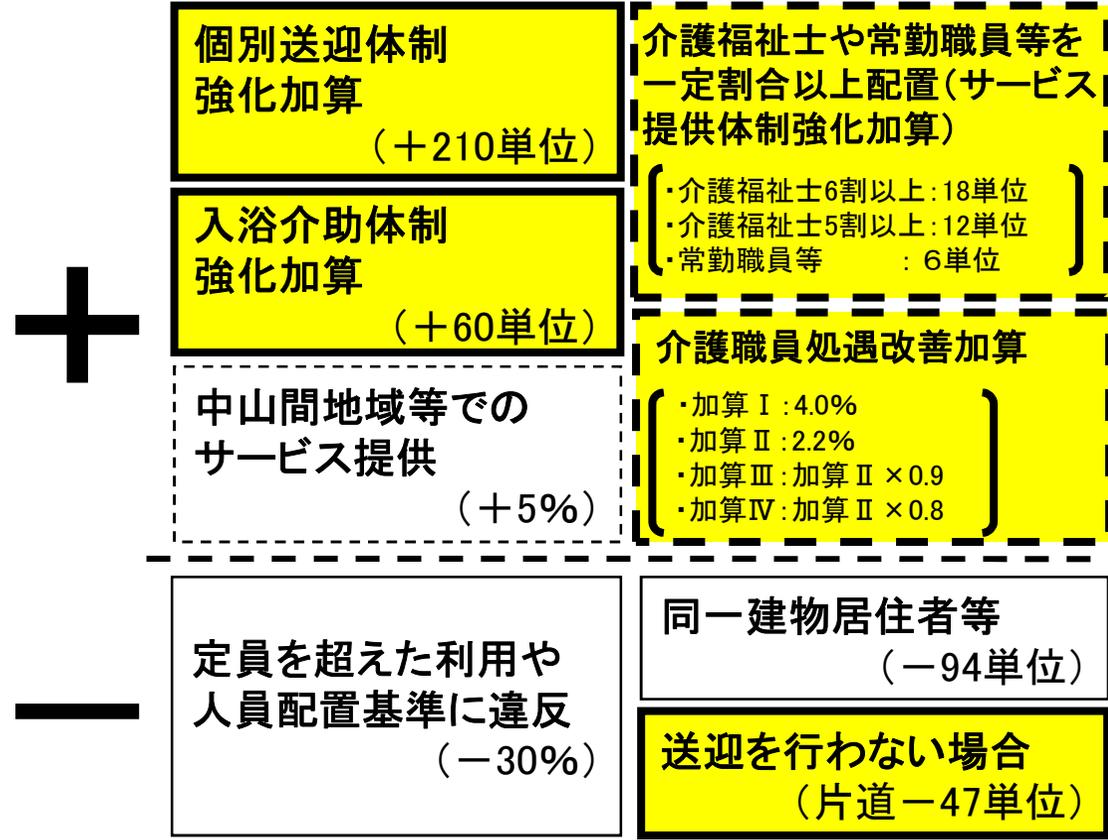
療養通所介護報酬(1日あたり)

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた
基本サービス費

1,007単位	1,511単位
3時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算



は今回の報酬改定で見直しのある項目

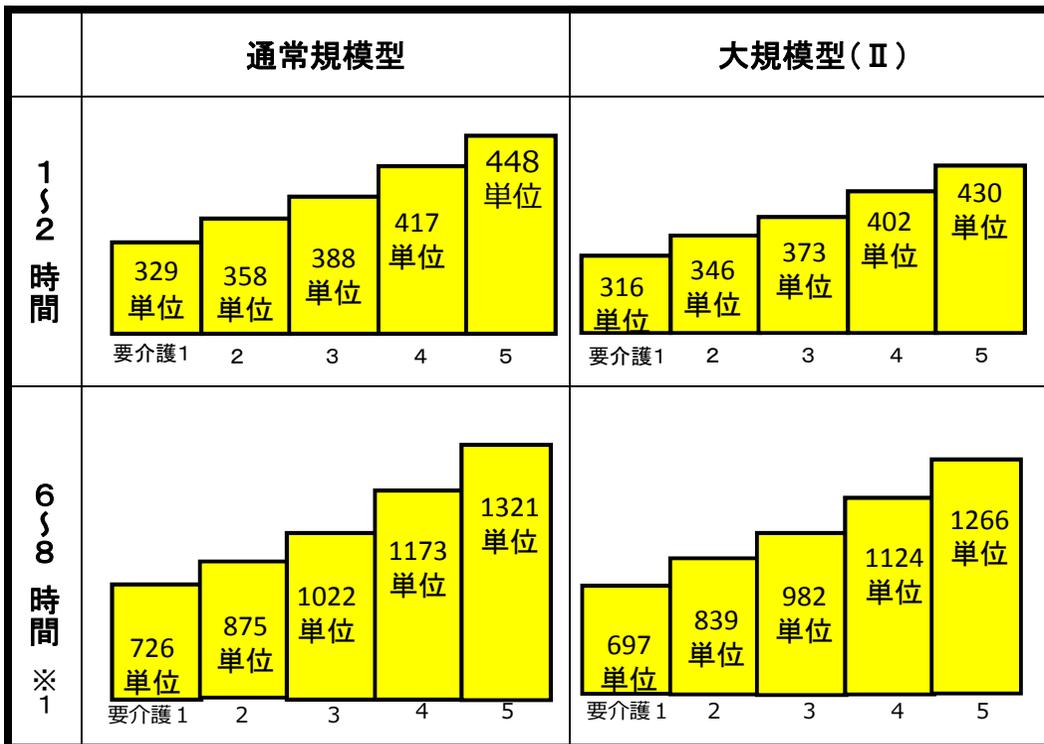
※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

通所リハビリテーション報酬（1回あたり）

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な加算・減算



※1: その他、2～3時間、3～4時間、4～6時間のサービス提供時間がある。

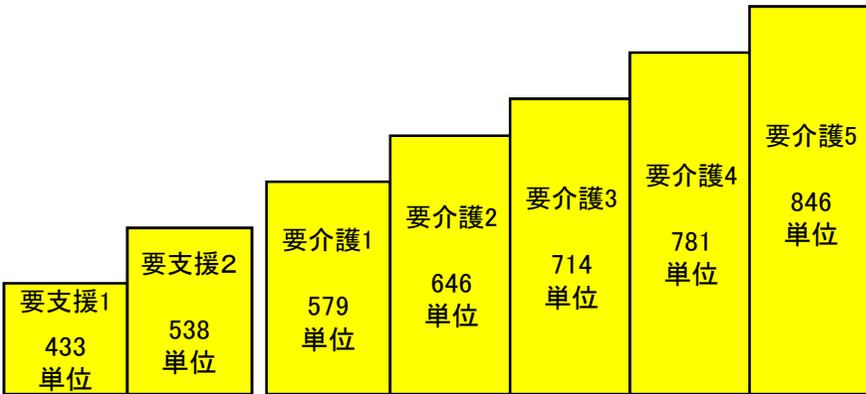
リハビリテーションの質の管理 (Ⅰ) (230単位/月) (Ⅱ) (1020単位/月, 700単位/月)	社会参加を維持するための地域のサービス等への移行支援 (12単位)
短期集中的な個別リハビリテーションの実施 (110単位)	喀痰吸引・ストーマ、褥瘡、胃瘻等の医学的管理 (要介護3以上 100単位)
生活行為を行う能力の向上に資するリハビリテーションの実施 (2000単位/月, 1000単位/月)	重度要介護者の積極的な受入 (20単位)
認知症に対するリハビリテーションの実施 (Ⅰ) (240単位) (Ⅱ) (1920単位/月)	介護職員処遇改善加算 ・加算Ⅰ: 3.4% ・加算Ⅱ: 1.9% ・加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9 ・加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8
介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算) ・介護福祉士5割以上: 18単位 ・介護福祉士4割以上: 12単位 ・3年以上の勤続者3割以上: 6単位	
生活行為を行う能力の向上に資するリハビリテーションの終了後に係る減算 (15%減算)	通所リハビリ事業所への送迎をしない場合 (片道につき 47単位)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

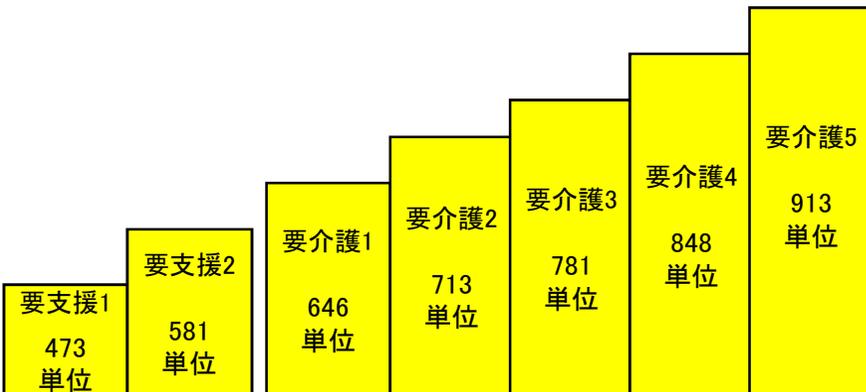
短期入所生活介護報酬のイメージ（1日あたり）

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で従来型個室の場合)



利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で多床室の場合)



※多床室の場合、平成27年4月時点

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

専従の機能訓練指導員を配置している場合

(12単位)

個別機能訓練の実施

注:要介護者のみ

(56単位)

手厚い健康管理と医療との連携

注:要介護者のみ

(58単位)

夜勤職員の手厚い配置

注:要介護者のみ

(ユニット型以外:13単位)

(ユニット型 :18単位)

送迎を行う場合

(片道につき184単位)

緊急の利用者を受け入れた場合

注:要介護者のみ

(90単位)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)

- ・介護福祉士6割以上:18単位
- ・介護福祉士5割以上:12単位
- ・常勤職員等 :6単位

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ:5.9%
- ・加算Ⅱ:3.3%
- ・加算Ⅲ:加算Ⅱ×0.9
- ・加算Ⅳ:加算Ⅱ×0.8

定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(-30%)

長期間の利用者へのサービス提供

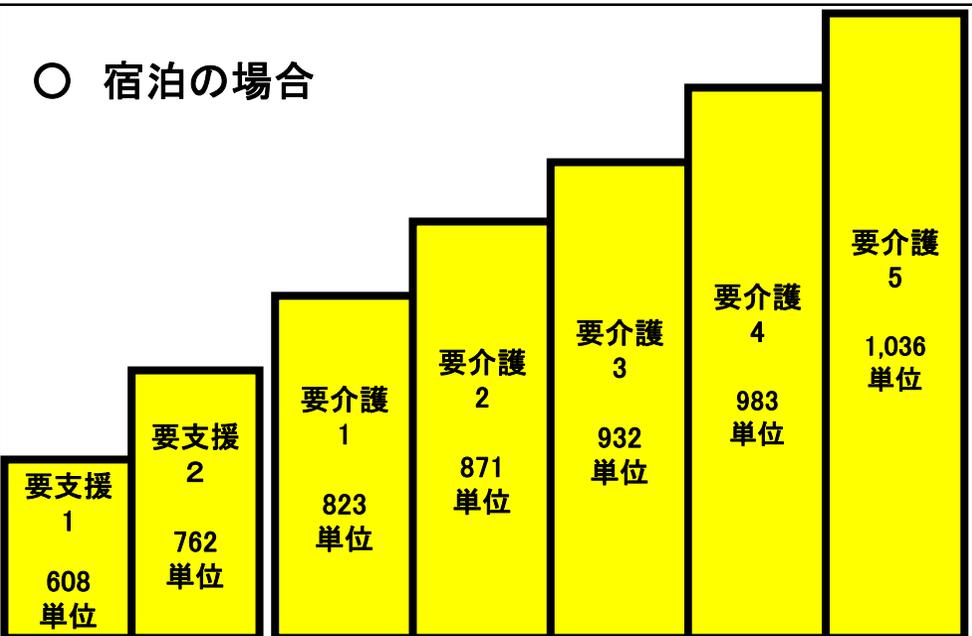
(-30単位)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

短期入所療養介護報酬（1日あたり）

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
（従来型介護老人保健施設の多床室の場合）

○ 宿泊の場合



○ 日帰りの場合（要介護者のみ）



※常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

個別リハビリテーションの実施
（240単位）

重度者に対する医学的管理と処置
（120単位）

夜勤職員の手厚い配置
注 宿泊のみ
（24単位）

緊急受入を実施
注：要介護者のみ
開始日から7日間のみ
（90単位）

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置（サービス提供体制強化加算）

- ・介護福祉士6割以上：18単位
- ・介護福祉士5割以上：12単位
- ・常勤職員等：6単位

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ：2.7%
- ・加算Ⅱ：1.5%
- ・加算Ⅲ：加算Ⅱ×0.9
- ・加算Ⅳ：加算Ⅱ×0.8

定員を超えた利用や人員配置基準に違反

（30%）

※ 加算・減算は介護老人保健施設の場合の主なものを記載

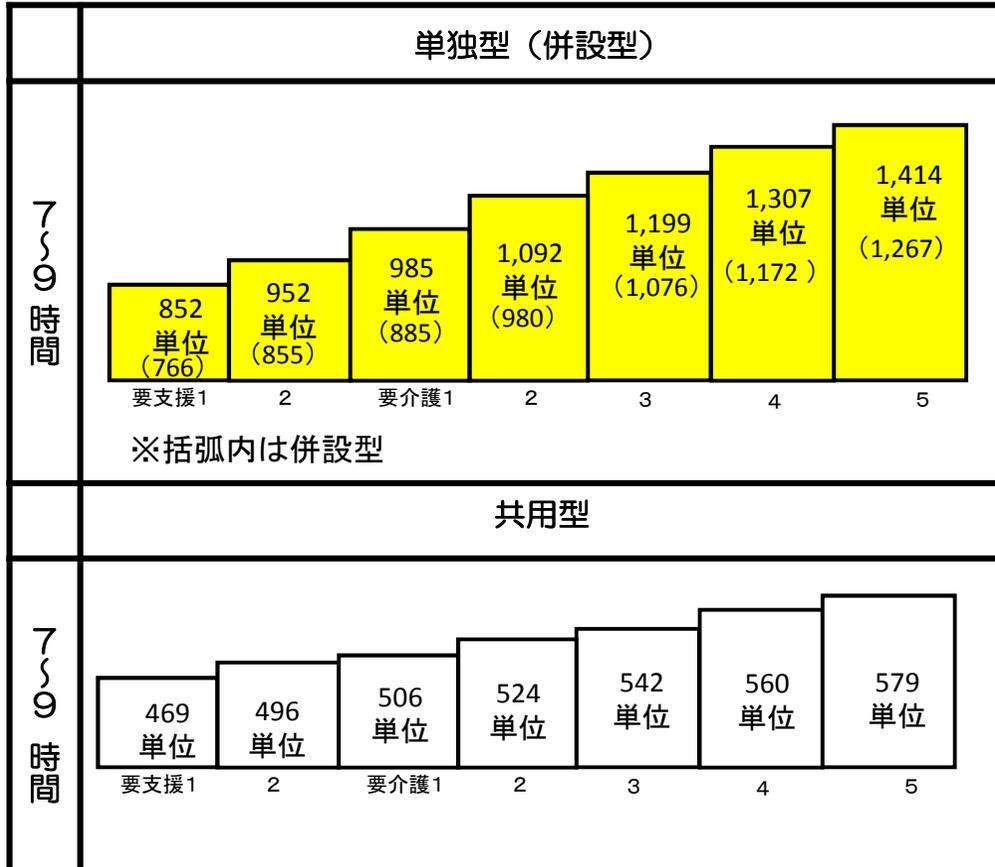
は今回の報酬改定で見直しのある項目

認知症対応型通所介護報酬（1回あたり）

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所類型に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



【個別機能訓練加算】

個別機能訓練の実施

27単位

【入浴介助加算】

入浴介助の実施

39単位

【サービス提供体制強化加算】

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置

- ・介護福祉士5割以上: 18単位
- ・介護福祉士4割以上: 12単位
- ・勤続3年以上30%以上: 6単位

【介護職員処遇改善加算】

- ・加算Ⅰ: 6.8%
- ・加算Ⅱ: 3.8%
- ・加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9
- ・加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8

定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(-30%)

同一建物減算

(-94単位)

送迎を行わない場合

(-47単位)

※ その他、2~3時間、3~5時間、5~7時間のサービス提供時間がある。
また、上記の時間を超える場合も最大5時間の延長

は今回の報酬改定で見直しのある項目